

第66回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月23日(金曜日)

午前10時

(受付開始予定時刻：午前9時)

開催場所 (会場が昨年と異なっております)

東京都千代田区神田美土代町7

住友不動産神田ビル

ベルサール神田2階ホール

議決権行使期限

2023年6月22日(木曜日)

午後5時30分まで

目次

第66回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 取締役8名選任の件	6
第3号議案 取締役の報酬額改定の件	16
第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	17
事業報告	18
計算書類	36
監査報告書	40

ヨネックス株式会社

証券コード 7906

2023年6月7日
(電子提供措置の開始日 2023年5月31日)

株 主 各 位

東京都文京区湯島三丁目23番13号

ヨネックス株式会社

代表取締役社長 アリサ ヨネヤマ

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第66回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

■当社ウェブサイト

<https://www.yonex.co.jp/company/ir/>



■株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7906/teiji/>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲出しております。

■東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ヨネックス」又は「コード」に当社証券コード「7906」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、本招集ご通知書面につきましては、法令及び定款の定めに基づく書面交付請求の有無にかかわらず、すべての株主様に対して送付することとしております。

また、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1日	時	2023年6月23日(金曜日) 午前10時(受付開始予定時刻:午前9時)
2場	所	東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル ベルサール神田2階ホール
3目的事項		報告事項 1. 第66期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 2. 第66期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 取締役の報酬額改定の件 第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
4招集にあたっての決定事項		(1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款の定めに基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。 ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」 ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」 ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」 したがいまして、株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。 (2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。 (3) ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・手話通訳が必要な株主様へ ご希望の方は、当日、会場受付にて係員へお知らせください。
- ・当日は軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の各ウェブサイトにて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・その他、株主様への案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。当社ウェブサイトより、適宜最新の情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.yonex.co.jp>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月23日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
ヨネックス株式会社 御中
株主総会日 _____ 議決権の数 _____ XX 股

××××年××月××日

基本日現在のご所有株式数 _____ XX 株
議決権の数 _____ XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID _____
XXXXXXXX-XXXX-XXXX
郵便番号 _____
XXXXX

ヨネックス株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

● 議決権行使のお取扱い

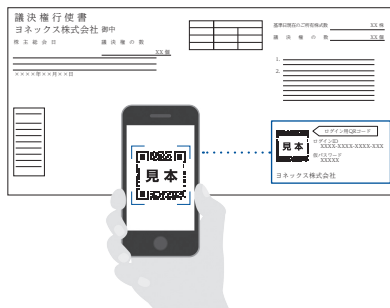
1. 書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な会社の経営政策として位置づけており、安定的かつ適正な配当水準を維持することを基本方針としております。第66期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の経営環境を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき5円、特別配当として1株につき2円を加えた合計7円とさせていただきますと存じます。

なお、この場合の配当総額は613,409,783円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって現任の取締役全員（7名）が任期満了となります。

当社の取締役会は、経営理念の実現に努めるとともに、中長期的な企業価値向上と持続的な成長に向けた基盤とするため、当社が必要とする知識、知見、経験、能力や実績等に加え、ダイバーシティに配慮した人材で構成することとしています。

また、社外取締役には、独立した立場から当社の経営戦略に対する助言等を行い、意思決定の客観性を高め、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待しています。つきましては、取締役8名の選任をお願いしたく、その取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	米山 勉 <small>よねやま べん</small>	代表取締役会長	再任
2	アリサ ヨネヤマ	代表取締役社長	再任
3	米山 修一 <small>よねやま しゅういち</small>	常務取締役	再任
4	廣川 亘 <small>ひろかわ わたる</small>	常務取締役	再任
5	岩野 美之 <small>いわの みゆき</small>	取締役	再任
6	マイケル モリズミ	社外取締役	再任 社外 独立
7	大坪 富貴子 <small>おおつば ふきこ</small>	社外取締役	再任 社外 独立
8	ダンカン 隆賢 ウィリアムズ <small>りゅうけん</small>		新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	米山 勉 <small>よね やま べん</small> (1956年8月16日生)	1981年8月 ヨネックス貿易株式会社 (現当社海外営業部) 入社 1985年8月 当社取締役 1993年6月 当社常務取締役 2005年6月 当社専務取締役 2007年6月 当社代表取締役社長、営業本部長 2010年4月 当社マーケティング本部長 2015年6月 当社代表取締役会長 (現任) [重要な兼職の状況] YONEX CORPORATION取締役会長 YONEX U.K. LIMITED取締役社長 YONEX GmbH取締役会長 YONEX SPORTS (CHINA)CO.,LTD.董事長 YONEX TAIWAN CO.,LTD.董事長	2,569,440株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>米山 勉氏は、海外での豊富な経営経験と業務を通じて培われた幅広い見識により、当社グループのグローバル展開を牽引してまいりました。創業者の精神を後進につなぎ、当社の更なる成長に資するべく、経営理念に基づく積極的な提言、経営の監督、助言を行っております。</p> <p>これらのことから、当社の重要な意思決定機能の強化及び業務執行の監督を通じて、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために適任と判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>			

(注) 取締役候補者米山勉氏の氏名のふりがなは、通常使用しております読み方を記載しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	アリサ ヨネヤマ (1987年6月28日生)	2010年8月 カリフォルニア大学バークレー校 東アジア研究所 日本研究センター プロジェクトコーディネーター 2014年1月 XYZ.COM LLC 入社 2014年6月 同マーケティングコーディネーター 2015年6月 同マーケティングマネージャー 2016年3月 YONEX CORPORATION 入社 マーケティングマネージャー 2018年1月 同シニア・マーケティングマネージャー 2019年6月 当社執行役員、マーケティング本部副本部長 2021年4月 YONEX CORPORATION 取締役(現任) 2021年6月 当社取締役、マーケティング本部長(現任)、 グローバル戦略室長 2022年4月 当社代表取締役社長(現任)、社長執行役員(現任)	316,280株
(取締役候補者とした理由) アリサ ヨネヤマ氏は、海外における豊富なマーケティング経験を有しており、当社のマーケティング活動を牽引するとともに、中長期の経営方針についての議論を主導することで企業価値向上に向けたリーダーシップを発揮しています。 これらのことから、当社の重要な意思決定機能の強化及び業務執行の監督を通じて、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために適任と判断し、引き続き取締役候補者としました。			

(注) 戸籍上の氏名は米山有沙であります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
3	よね やま しゅう いち 米 山 修 一 (1960年12月31日生)	1983年3月 当社入社 2005年6月 当社取締役 2007年6月 当社常務取締役(現任) 2011年10月 YONEX GmbH取締役社長 2013年6月 当社常務執行役員(現任) 2016年5月 当社営業本部副本部長、海外営業統括、 YONEX CORPORATION取締役、 YONEX TAIWAN CO.,LTD.董事 2017年6月 当社総務統括、法務室長 2019年6月 当社総務本部長(現任) 2022年4月 ヨネックスジャパン社長(現任)	4,256,000株
(取締役候補者とした理由) 米山 修一氏は、製品開発、海外営業、総務統括等、幅広い分野での業務経験があり、豊富な経験と知識を生かし、総務担当取締役並びにヨネックスジャパン社長として当社の経営を適切に監督しております。 これらのことから、当社の重要な意思決定機能の強化及び業務執行の監督を通じて、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために適任と判断し、引き続き取締役候補者となりました。			
4	ひろ かわ わたる 廣 川 亘 (1960年6月15日生)	1983年3月 当社入社 2003年9月 YONEX GmbH取締役支配人 2007年8月 当社海外営業部長 2011年10月 当社製品開発部長 2013年4月 当社製品開発統括 2013年6月 当社執行役員 2016年12月 当社マーケティング本部副本部長、 グローバル戦略室長 2019年6月 当社取締役、マーケティング本部長 2021年6月 当社海外営業本部長(現任)、YONEX U.K. LIMITED 取締役(現任)、YONEX GmbH取締役(現任)、 YONEX TAIWAN CO.,LTD.董事(現任)、 YONEX SPORTS (CHINA)CO.,LTD.董事(現任) 2021年12月 YONEX TECNIFIBRE CO.,LTD.取締役(現任) 2022年4月 当社常務取締役(現任)、常務執行役員(現任)	61,575株
(取締役候補者とした理由) 廣川 亘氏は、海外子会社における経営経験や、製品開発やマーケティングなどの多方面での業務を通じて培った豊富な経験と見識により、当社の海外事業を積極的に推進するとともに、海外販売子会社を含むグループ全体の経営を適切に監督しております。 これらのことから、当社の重要な意思決定機能の強化及び業務執行の監督を通じて、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために適任と判断し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	岩野 美之 (1966年4月28日生)	1991年3月 当社入社 2014年4月 当社新潟生産本部 技術開発第一部長 2016年4月 当社新潟生産本部 技術開発総括、 技術開発第一部長 2019年6月 当社執行役員(現任)、新潟工場 技術開発総括 2021年6月 取締役(現任)、生産・技術本部長(現任)、 YONEX TAIWAN CO.,LTD.董事(現任)、 YONEX INDIA PRIVATE LIMITED取締役(現任)、 東洋造機(株)(現コネックス精機(株)) 取締役(現任) 2021年12月 YONEX TECNIFIBRE CO.,LTD.取締役(現任)	13,833株
(取締役候補者とした理由) 岩野 美之氏は、製品開発と国内外6か所の工場を統括し、当社製品の生産、供給の責任を担っており、生産、技術面での豊富な知識と経験を有するとともに、工場経営に精通しております。 これらのことから、当社の重要な意思決定機能の強化及び業務執行の監督を通じて、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために適任と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。			
6	マイケル モリズミ (1959年11月9日生)	1987年5月 メリルリンチ証券入社 1990年4月 リーマン・ブラザーズ証券入社 1993年6月 ベアリング証券入社 1995年8月 メリルリンチ証券入社 2000年3月 UBSウォーバーク証券(株)入社 2002年7月 (株)パシフィックIR代表取締役(現任) 2009年3月 (株)アスラポート・ダイニング社外監査役 2016年6月 当社社外取締役(現任) 2022年1月 八重洲無線(株)監査役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 (株)パシフィックIR代表取締役 八重洲無線(株)監査役	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) マイケル モリズミ氏は、証券アナリストでの実績をもとに、幅広い見識と豊富な経験から、取締役会においては国際感覚を生かした忌憚のない意見、提言を行い、重要事項の審議にあたっていただいております。また、報酬諮問委員会の委員長として、役員報酬制度の改定を推奨するなど、役員報酬の透明性・公正性を確保するため、活発な議論に貢献いただいております。 これらのことから、独立社外取締役として、継続して同氏に経営を監督いただくことが適切と判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。			

補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7	おお 大 坪 富貴子 つぼ ふ 貴 こ (1959年11月13日生)	1982年 4 月 大成建設(株)入社 1993年 1 月 Toyo Steel Venture Capital Corporation USA入社 1997年 4 月 (株)武富士 財務部国際財務部次長 2002年 4 月 (有)アルファバイオテック社 (現smartData Japan(株))代表取締役 (現任) 2008年 8 月 (株)富士バイオメディックス社外監査役 2016年 6 月 当社社外取締役 (現任) 2019年 3 月 ミツフジ(株)社外取締役 (現任) [重要な兼職の状況] smartData Japan(株)代表取締役 ミツフジ(株)社外取締役	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>大坪 富貴子氏は、豊富な経験と財務に係る高度な知識やヘルスサービス、食による健康長寿等の分野における専門的な見識を有しており、取締役会においては、これらの見識及び経験、国際感覚を生かし、ダイバーシティの推進やサステナビリティへの取り組みなどで、積極的に発言・提言を行っていただいております。また、報酬諮問委員会の委員として、役員報酬制度の改革に取り組み、役員報酬の透明性・公正性を確保するため、活発な議論に貢献いただいております。</p> <p>これらのことから、独立社外取締役として、継続して同氏に経営を監督いただくことが適切と判断し、引き続き社外取締役候補者としました。</p>			

補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
8	※ ダンカン <small>りやうけん</small> ウィリアムズ (1969年9月19日生)	2005年8月 カリフォルニア大学アーバイン校 准教授 (東アジア仏教・文化) 2006年8月 カリフォルニア大学バークレー校 准教授 (東アジア言語・文化/宗教) 2007年8月 カリフォルニア大学バークレー校 日本研究センター長 2011年8月 南カリフォルニア大学 准教授 (東アジア言語・文化/宗教)、南カリフォルニア大学 学部長 (宗教学部)、南カリフォルニア大学 日本宗教・文化センター長 (現任) 2018年8月 南カリフォルニア大学 教授 (現任) [重要な兼職の状況] 南カリフォルニア大学 教授	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>ダンカン 隆賢 ウィリアムズ氏は、カリフォルニア大学バークレー校、南カリフォルニア大学等で東アジア文化を専門に研究を行ってきた大学教授です。同氏は、東京で生まれ、日本と英国で育った後、渡米しハーバード大学で博士号を取得、米国で長年研究活動に従事するという多様なバックグラウンドを有しています。学術面だけでなく、分野を超えた多彩な活動を主導するリーダーシップ、起業家精神と戦略思考もあり、当社の今後の長期的なグローバル成長に向けて新たな、かつ幅広い視点からの助言や提言をいただくことを期待しています。</p> <p>これらのことから、独立社外取締役として、同氏に経営を監督いただくことが適切と判断し、新たに社外取締役候補者としました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. マイケルモリズミ氏、大坪富貴子氏及びダンカン隆賢ウィリアムズ氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

①社外取締役に就任してからの年数

マイケルモリズミ氏の在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。

大坪富貴子氏の在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。

②責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役であるマイケルモリズミ氏及び大坪富貴子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。本議案において両氏の選任をご承認いただいた場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

また、新たにダンカン隆賢ウィリアムズ氏の選任をご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該責任限定契約に基づく損害責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

- ③当社は、マイケルモリズミ氏及び大坪富貴子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。本議案において両氏の選任をご承認いただいた場合、当社は両氏の独立役員としての指定を継続するとともに、本議案においてダンカン隆賢ウィリアムズ氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏を新たに東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出る予定であります。

5. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年7月に更新する予定です。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、再任の候補者は引き続き、新任の候補者は新たに、当該保険の被保険者となります。

(1) 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。

(2) 保険料

保険料は全額当社負担としております。

(3) 職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責事由の定めを設けており、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合等には補填の対象としないこととしております。

【ご参考】 当社の「社外役員の独立性判断基準」について

当社は、ガバナンスの客観性および透明性を確保するために、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社グループの業務執行者（注1）、または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社の現在の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）、またはその業務執行者
3. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している法人その他の団体の業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先（直近事業年度の連結売上高の2%以上）の業務執行者
5. 当社グループを主要な取引先とする法人その他団体（当該団体の直近事業年度の連結売上高の2%以上）の業務執行者
6. 当社グループの主要な借入先（注2）の業務執行者
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者であって、当社グループの監査業務を実際に担当（ただし、補助的関与は除く。）していた者
8. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注3）を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者（当該財産を得ている者がコンサルティングファーム、法律事務所、会計事務所等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）
9. 当社グループから多額の寄付（注4）を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
10. 当社グループの業務執行者を役員に選任している法人その他団体の業務執行者
11. 上記2から10のいずれかに過去3年間に於いて該当していた者
12. 上記1から11までのいずれかに該当する者が重要な者（注5）である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

（注1）「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。

（注2）「主要な借入先」とは、直近事業年度において、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう。

（注3）「多額の金銭その他の財産」とは、個人の場合は年間1,000万円以上、法人その他団体の場合は、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超えることをいう。

（注4）「多額の寄付」とは、年間1,000万円または当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超えることをいう。

（注5）「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にあたる使用人をいう。

(ご参考) 株主総会後の取締役のスキル・マトリックス

氏名	職位 (担当職務)	報酬諮問 委員会 ※◎は委員長	専門性					多様性 (ジェンダー・ 外国籍)
			企業経営	国際性・ グローバル経験	ブランド戦略・ マーケティング	開発・技術・ 製造	財務・会計	
よね 米 山 べん 勉	代表取締役会長		○	○	○			
アリサ ヨネヤマ	代表取締役社長 (マーケティング本部長)	○		○	○			○
よね 米 山 しゅう 一	常務取締役 (総務本部長 ヨネックスジャパン社長)	○	○	○		○	○	
ひろ 廣 かわ 川 わたる 亘	常務取締役 (海外営業本部長)		○	○	○	○		
いわ の 岩 野 み 美 ゆき 之	取締役 (生産・技術本部長)					○		
マイケル モリズミ	取締役 *社外	◎	○	○			○	○
おお 大 つば 坪 ふ き こ 富貴子	取締役 *社外	○	○	○			○	○
ダンカン りゅうけん 隆賢 ウィリアムズ	取締役 *社外			○				○

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年6月25日開催の第62回定時株主総会において、基本報酬を年額200百万円以内、業績連動賞与を年額100百万円以内とご承認いただいております。

当社の更なる企業価値の向上に向けたグローバル戦略を実現するために、職責と成果に基づく公正な処遇、透明性の確保及び業績との連動強化を目的として、優秀な人財を獲得・保持できる競争力のある報酬水準とするため、取締役の報酬額については、基本報酬を年額250百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内）、業績連動賞与を年額150百万円以内に改定させていただきたいと存じます。社外取締役については、客観的かつ独立した立場から経営に対して監督及び助言を行う役割を踏まえ、固定報酬である基本報酬のみを支給いたします。なお、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は32頁「4. 会社役員に関する事項 (4)取締役及び監査役の報酬等 ⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりです。なお、本議案が承認可決された場合は、業績連動報酬の割合を高める方向で当該方針を変更する予定です。

また、本議案における報酬額改定の対象ではございませんが、当社は、2019年6月25日開催の第62回定時株主総会の決議に基づき、取締役の基本報酬及び業績連動賞与とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、同制度に基づき支給する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬の総額を年額100百万円以内、同制度に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年100,000株以内としております。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、2023年5月8日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、第3号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、本総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。なお、社外取締役及び監査役の退職慰労金制度につきましては、2019年6月25日開催の第62回定時株主総会の終結の時をもって廃止しております。

これに伴い、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、引き続き在任する取締役（社外取締役を除く。）5名に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で、それぞれの取締役就任時から本総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を打ち切り支給したいと存じます。支給の時期は、各取締役の退任の時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役会にご一任いただきたいと思います。

退職慰労金については、取締役として当社の業績向上及び企業価値向上に尽力したため支給するものであり、その金額は当社の役員退職慰労金支給内規に基づき算定し、支給するものであるため、相当であると判断しております。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
米山勉	1985年8月 当社取締役就任 1993年6月 当社常務取締役就任 2005年6月 当社専務取締役就任 2007年6月 当社代表取締役社長就任 2015年6月 当社代表取締役会長就任（現任）
アリサ ヨネヤマ	2021年6月 当社取締役就任 2022年4月 当社代表取締役社長就任（現任）
米山修一	2005年6月 当社取締役就任 2007年6月 当社常務取締役就任（現任）
廣川 亘	2019年6月 当社取締役就任 2022年4月 当社常務取締役就任（現任）
岩野 美之	2021年6月 当社取締役就任（現任）

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 経営成績等の概況

(1) 当期の経営成績の概況

当連結会計年度における当社グループの業績は、インフレや景気減速傾向、地政学リスク等の懸念要素はありながらも世界各地でスポーツ需要が活性化し、売上高、利益ともに過去最高値を計上しました。海外子会社において現地通貨ベースで増収増益となったことに加え、大幅な円安により海外業績の換算による上押し効果がありました。

当社グループが注力してきた、お客様のプレー機会創出を目的とする小規模な大会やイベントの開催が需要を活性化していること、世界規模の大会も有観客で開催されていることで、世界各地で競技の盛り上がりが見られています。それとともに各競技の主要大会で当社契約選手がめざましい活躍を見せていることで、当社製品への注目も継続的に高まり、連結売上高は107,019百万円（前期比43.7%増）となりました。原材料価格の上昇や円安に伴う仕入コスト増加の売上総利益への影響はあるものの、増収による売上総利益の増加が大きく、マーケティング活動への注力による広告宣伝費をはじめとした販管費の増加を加味しても営業利益は10,063百万円（前期比49.3%増）と大幅な増益となりました。為替差損の発生等により経常利益は9,961百万円（前期比37.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,331百万円（前期比26.8%増）となりました。なお、当社現地法人（中国、台湾、北米、ドイツ、イギリス子会社及びインド、タイの製造子会社）は2022年1月から12月の業績を連結対象としており、2022年12月31日現在の計算書類を使用しています。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①スポーツ用品事業

イ. [日本]

国内は、バドミントン、ソフトテニス等の部活動需要の回復で市場が活性化したこと、また各種目の新製品がお客様の支持を得たことでラケット、シューズ、ウェア等の販売が伸長しました。テニスについてもラケットを中心に継続的に販売が増加しています。

海外代理店向けの売上については、スポーツ活動が本格的に再開したことによる需要の活性化に加え、世界各地でバドミントンの国際大会が再開されたことによる競技の盛り上がり、当社契約選手の活躍による注目の高まりにより大幅な増収となりました。

利益面については、原材料価格の上昇、円安による輸入品の仕入コスト増により売上総利益率が低下したことに加え、広告宣伝費、人件費等の販管費が増加し減益となりました。

この結果、売上高は47,750百万円（前期比27.3%増）、営業利益は1,478百万円（前期比1.1%減）となりました。

ロ. [アジア]

中国販売子会社では、前期から継続するスポーツ需要の高まりとバドミントン競技の盛り上がりに加え、前期に続き地域を拡大して実施している体験型イベント、各種大会の開催によりバドミントン、テニス、スノーボードの競技のすそ野拡大がみられたことで販売が伸長しました。4～5月（第2四半期）、12月（第4四半期）の新型コロナウイルス感染拡大による影響はあったものの、いずれも限定的に留まり、累計では、円安により円換算の業績が押し上げられた影響もあり大幅増収となりました。

台湾子会社では、全国大会や地方大会の開催によるバドミントン市場の活性化や、3年ぶりに開催された国際大会での地元選手の活躍による盛り上がりも寄与し、増収となりました。

利益については、特に中国販売子会社におけるマーケティング投資により、広告宣伝費等の販管費は増加したものの、増収による売上総利益の増加により、大幅な増益となりました。

なお、当連結会計年度の期首から、2021年12月に株式を取得し子会社化したテニスボール製造のYONEX TECNIFIBRE CO., LTD.（タイ）の業績をアジアセグメントに計上しております。

この結果、売上高は49,662百万円（前期比60.4%増）、営業利益は8,821百万円（前期比77.2%増）となりました。

ハ. [北米]

北米販売子会社では、バドミントンで競技施設やクラブ活動が本格的に再開したことで、バドミントンラケット、シューズ、シャトルコック等の販売が大幅に増加しました。テニス用品については、業界全体で見られたサプライチェーンの混乱が解消したことにより市場全体で在庫が増加し、当社の売上増加率も前期に比べ落ち着いたものの、引き続き当社ラケットの性能評価や選手の活躍等で販売は好調に推移しました。円安による換算も影響し、全体で増収となりました。

利益については、増収による売上総利益の増加が、広告宣伝費、人件費等の販管費の増加を上回り増益となりました。

この結果、売上高は5,257百万円（前期比64.6%増）、営業利益は423百万円（前期比54.3%増）となりました。

ニ. [ヨーロッパ]

ドイツ、イギリス販売子会社において、バドミントン競技施設の本格的な再開や国際大会の開催に加えて、マーケティング施策の奏功もあって市場が活性化し、ラケット、シューズ、シャトルコック等の販売が増大しました。テニスについても堅調な需要でラケットを中心に販売が伸長し、合わせて大幅増収となりました。

利益については、増収により売上総利益が大幅に増加し、国際大会の開催等による広告宣伝費や人件費の増加による販管費の増加を上回り、増益となりました。

この結果、売上高は3,815百万円（前期比63.3%増）、営業利益は171百万円（前期比128.8%増）となりました。

これらの結果、各地域セグメントを合計したスポーツ用品事業の売上高は106,485百万円（前期比43.9%増）、営業利益は10,894百万円（前期比59.7%増）となりました。

②スポーツ施設事業

スポーツ施設事業の中核をなすヨネックスカントリークラブでは、6月に女子プロゴルフ「リシャル・ミル ヨネックスレディス ゴルフトーナメント」が3年ぶりに有観客で開催されたことや、当社契約プロのJLPGAツアー2週連続優勝の話題を活かした企画を実施する等、各種大会やイベントにより集客と話題作りに努めたことで入場者数が増加し増収増益となりました。

この結果、スポーツ施設事業の売上高は533百万円（前期比13.7%増）、営業利益は58百万円（前期比53.1%増）となりました。

(注) セグメント別の記載において、売上高については、「外部顧客への売上高」について記載し、営業損益については、「調整額」考慮前の金額によっております。

(2) 資金調達についての状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は4,390百万円であり、その主なものは基幹システム導入及び工場設備の増強によるものであります。

①当事業年度中に完成した主要設備

新基幹システムの導入

新潟工場 テニスラケット製造設備の増強

②当事業年度において継続中の主要設備

YONEX INDIA PRIVATE LIMITED 第二工場取得及びバドミントンラケット製造設備の増強

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 63 期	第 64 期	第 65 期	第66期 (当期)
決 算 年 月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売 上 高 (百万円)	61,967	51,554	74,485	107,019
経 常 利 益 (百万円)	2,265	1,823	7,246	9,961
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,652	1,102	5,780	7,331
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	18.89	12.59	66.11	84.05
純 資 産 額 (百万円)	38,758	39,651	45,729	53,099
総 資 産 額 (百万円)	54,104	55,071	66,299	79,421
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	442.81	452.82	522.72	607.28

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定において、「株式給付信託 (J-ESOP)」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。
3. 1株当たり純資産額の算定において、「株式給付信託 (J-ESOP)」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。
4. 第65期の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等 を適用しており、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
このため、第64期以前に係る企業集団の財産及び損益の状況については、基準の異なる算定方法に基づいた数値を用いております。
5. 第66期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするために、第63期から第65期についても百万円単位で表示しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 63 期	第 64 期	第 65 期	第66期 (当期)
決 算 年 月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売 上 高 (百万円)	48,505	38,980	53,175	74,590
経 常 利 益 (百万円)	1,344	468	4,119	6,740
当 期 純 利 益 (百万円)	1,191	465	3,534	6,204
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	13.62	5.32	40.42	71.12
純 資 産 額 (百万円)	33,881	34,020	36,235	41,335
総 資 産 額 (百万円)	47,517	47,773	52,629	59,491
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	387.10	388.52	415.31	474.29

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定において、「株式給付信託 (J-ESOP) 」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。
3. 1株当たり純資産額の算定において、「株式給付信託 (J-ESOP) 」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。
4. 第65期の期首より、「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
このため、第64期以前に係る当社の財産及び損益の状況については、基準の異なる算定方法に基づいた数値を用いております。
5. 第66期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするために、第63期から第65期についても百万円単位で表示しております。

(5) 対処すべき課題

世界中の人々の価値観、ライフスタイルが大きく変化するなかで、人々の健康志向やスポーツの重要性はますます高まり、体を動かす喜び、スポーツを通して得られる人とのつながりなど、その大きな力が再認識されています。

その中で、当社は改めてヨネックス創業の精神にもとづく経営理念「独創の技術と最高の製品で世界に貢献する」を、この先長期にわたって目指すべき姿と確認しました。一方で世界はダイナミックかつ急速に変化しており、これからより多くの世界中のお客様に製品やサービスとともにスポーツの楽しさをお届けしていくための新たな戦略として、「中長期ビジョン グローバル成長戦略 Global Growth Strategy」を策定しました。このビジョンで掲げる以下の戦略を着実に推進してまいります。

中長期ビジョン グローバル成長戦略 Global Growth Strategy (GGS)

【ヨネックスが目指す姿】 経営理念「独創の技術と最高の製品で世界に貢献する」

①マーケティングの再構築

世界中の多様なお客様の声に耳を傾け、思いもよらない方法でお客様のニーズを満たし、スポーツを通じて人々に喜びをお届けするために、お客様起点で需要を創造するマーケティングを構築してまいります。

②DtoCとデジタル戦略

当社の強みである選手のサポートや販促活動の現場でお客様の声を直接聞くことや店舗でのサービス、そのリアルな力に加えて、SNSやデジタルツールを活用しながら様々な形のお客様やプレーヤーとつながる「ヨネックスの DtoCエコシステム」を作っていきます。

③ITの進化を見据えた投資強化

デジタル/ECを含め、マーケティング、生産、開発、営業などさまざまな業務を効率化し進化させていくための基盤として、ITインフラへの投資を強化してまいります。国内で導入したグローバル標準の新基幹システムを今後海外販売子会社にも展開して業務を最適化し、効率的な生産販売体制を構築していきます。

④ものづくりの進化

スポーツがさまざまな層において進化するなか、あらゆるプレーヤーのニーズに応じていく

ために、より先進的な開発、製造に向けた投資を行います。新潟県長岡市で建設中の新研究開発施設「Yonex Performance Innovation Center（仮称）」では、多様なプレーヤーのプレースタイルを科学的に分析して製品開発に反映させ、同敷地内に建設を計画している新工場とともに、より高度なものづくりの拠点としてまいります。

<コーポレートカルチャー（企業文化）の進化>

グローバル成長戦略を成功させるための原動力は「人財」であると認識し、ひとりひとりがどう力を発揮し、その力をどう一つにしてヨネックスの力とするか、そのカギとなる「コーポレートカルチャーの進化」を最重要の課題と位置づけています。

目指すカルチャーを「世界のお客様のために楽しみながら競い合う会社」と表現し、それに沿った価値観と行動の浸透、それを可能にする制度、プログラム、ツールの導入等を行いながら、多様な人財がさまざまな分野で楽しみ、競い合いながら力を発揮できる会社を目指します。

<ヨネックスのサステナビリティの取り組み>

当社では、2019年11月に「ヨネックスのサステナビリティ」という方針・考え方を取締役会で決議し、経営理念を基本に、考え方を4つの柱「いいものづくり」「グローバルな競技の普及・発展」「人権とダイバーシティ」「すべてのステークホルダーとの協働」に定めています。

代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」傘下の3つのワーキンググループ（環境、サプライチェーン、ダイバーシティ）を中心に、それぞれの分野で取り組みを行っています。

【環境】

CO2排出量削減目標「2030年度までに2016年度比50%削減（スコープ1・2）」に対し、2022年度は国内事業所にて実質再生可能エネルギーへの切り替え（非化石証書の導入）を行い、CO2排出量は37%の削減となりました。今後スコープ3を含めたCO2排出量削減、環境負荷低減素材の使用拡大等の取り組みをさらに加速させるべく、より長期目線での目標を検討しております。

【サプライチェーン】

持続可能なサプライチェーンの構築に向け、2022年度は協力工場を含むサプライヤーに対

し「ヨネックス サプライヤー・サステナビリティ・ガイドライン」にもとづくアンケート調査を実施しました。今後は、調査結果を踏まえたサプライヤーとの対話により人権、環境、化学物質等についてのリスク管理を強化してまいります。

【ダイバーシティ】

ダイバーシティにおいては、女性管理職比率（単体における課長以上の割合）が2030年度の目標30%に対し2022年度は21.8%と進捗しました。

また、女性だけでなく、さまざまな年齢、性別、国籍、価値観を持つ人財が活かされる組織作りを目指しています。

サステナビリティの分野を当社事業における新たなイノベーションのチャンスと捉えるとともに、さまざまな社会課題が顕在化するなか、当社はスポーツという事業を通じ世界中のお客様、将来世代を含むすべてのステークホルダーの方々豊かに暮らせる、平和で持続可能な社会の実現に貢献する取り組みを進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の事業活動に引き続きご理解をいただき、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

当社のサステナビリティに関する情報は以下のサイトをご覧ください。

<https://www.yonex.co.jp/company/esg/>



(6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、スポーツ用品事業としてバドミントン・テニス・ゴルフ・その他スポーツ用品の製造・販売を、スポーツ施設事業としてゴルフ場事業を主な事業としております。

事業	区分	売上構成比		
		第64期	第65期	第66期 (当期)
バドミントン用品	ラケット、シャトルコック、ストリング、シューズ	55.9%	58.1%	61.0%
テニス用品	ラケット、ストリング、シューズ、ボール	14.4%	15.4%	16.3%
ゴルフ用品	クラブ、キャディバッグ、シューズ、アクセサリ他	2.0%	2.1%	1.9%
ウェア・その他	ウェア、バッグ、アクセサリ、スノーボード、ウォーキングシューズ、ランニングシューズ、ゴルフ場他	27.7%	24.4%	20.8%

(注) スポーツ施設事業を含め表示しております。

(7) 主要な拠点等 (2023年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都文京区湯島三丁目23番13号
	生 産 拠 点	新潟工場 (新潟県長岡市)、東京工場 (埼玉県草加市)
	営 業 拠 点	東京オフィス (東京都台東区)、大阪支店 (大阪府大阪市)、 名古屋支店 (愛知県名古屋市)、札幌営業所 (北海道札幌市)、 仙台営業所 (宮城県仙台市)、福岡営業所 (福岡県福岡市)
	物 流 拠 点	東日本物流センター (埼玉県草加市) 西日本物流センター (大阪府大阪市)
	ゴ ル フ 場	ヨネックスカントリークラブ (新潟県長岡市)
子 会 社	国 内	ヨネックス精機株式会社 (埼玉県新座市)
	海 外	YONEX CORPORATION (アメリカ カリフォルニア州 トーランス市) YONEX U.K. LIMITED (イギリス ロンドン市) YONEX GmbH (ドイツ ノルドライン ヴェストファーレン州 ヴィリッヒ市) YONEX TAIWAN CO.,LTD. (中華民国 台中市) YONEX SPORTS (CHINA) CO.,LTD. (中華人民共和国 上海市) YONEX INDIA PRIVATE LIMITED (インド カルナータカ州 ベンガルール) YONEX TECNIFIBRE CO.,LTD.(タイ チョンブリー県)

(8) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

部 門	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
ス ポ ー ツ 用 品 事 業	2,562名	185名増
ス ポ ー ツ 施 設 事 業	28名	2名増
合 計	2,590名	187名増

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,241名	61名増	39.4才	15.1年

(注) 上記の他に常勤嘱託104名がおります。

(9) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株)三菱UFJ銀行	2,156百万円
(株)第四北越銀行	490百万円
(株)三井住友銀行	387百万円
(株)みずほ銀行	44百万円

(10) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
YONEX CORPORATION	23,000千米ドル	100%	当 社 製 品 の 販 売
YONEX U.K. LIMITED	2,995千英ポンド	100%	当 社 製 品 の 販 売
YONEX GmbH	242千ユーロ	100%	当 社 製 品 の 販 売
YONEX TAIWAN CO.,LTD.	60,000千台湾元	100%	当 社 製 品 の 製 造 販 売
YONEX SPORTS (CHINA) CO.,LTD.	63,180千中国元	100%	当 社 製 品 の 販 売
YONEX INDIA PRIVATE LIMITED	540,000千印ルピー	100%	当 社 製 品 の 製 造
YONEX TECNIFIBRE CO.,LTD.	32,917千バーツ	86.8%	当社製品の製造及びOEM生産
ヨネックス精機株式会社	10,000千円	100%	当 社 製 品 の 製 造

(注) YONEX GmbH には、資本準備金が2,185千ユーロあります。

2. 株式に関する事項

株式の状況（2023年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 360,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 93,620,800株 |
| (3) 株主数 | 10,353名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団	9,486千株	10.8%
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC	5,801	6.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,030	5.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,495	5.1
米 山 修 一	4,256	4.9
公益財団法人新潟県スポーツ振興米山稔財団	4,000	4.6
ヨネックス取引先持株会	3,410	3.9
米 山 美 恵 子	3,109	3.5
米 山 勉	2,569	2.9
米 山 宏 作	1,986	2.3

- (注) 1. 上位10名の株主を記載しております。
2. 持株比率は自己株式（5,990千株）を控除して計算しております。
 なお、当該自己株式数には「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式478千株は含まれておりません。
- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式

対象者	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	44,000株	5名

- (注) 1. 当社の株式報酬制度につきましては、31頁「4. 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等 ③株式報酬（譲渡制限付株式）の内容」に記載のとおりです。
2. 上記の株式数は、すべて譲渡制限付株式報酬として交付された株式数であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	米山 勉	YONEX CORPORATION 取締役会長、 YONEX U.K. LIMITED 取締役社長、YONEX GmbH 取締役会長、 YONEX TAIWAN CO.,LTD. 董事長、 YONEX SPORTS (CHINA)CO.,LTD. 董事長
代表取締役社長	アリサ ヨネヤマ	マーケティング本部長
常務取締役	米山 修一	総務本部長、ヨネックスジャパン社長
常務取締役	廣川 亘	海外営業本部長
取締役	岩野 美之	生産・技術本部長
取締役	マイケル モリズミ	(株)パシフィックIR 代表取締役、八重洲無線(株)監査役
取締役	大坪 富貴子	smartData Japan(株)代表取締役、ミツフジ(株)社外取締役
常勤監査役	高橋 良典	
監査役	丸山 晴彦	
監査役	太田 律子	(株)ヤマタネ社外監査役

- (注) 1. 取締役マイケルモリズミ氏及び大坪富貴子氏は社外取締役であります。
 2. 監査役丸山晴彦氏及び太田律子氏は社外監査役であります。
 3. 監査役丸山晴彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役太田律子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、取締役マイケルモリズミ氏、大坪富貴子氏、監査役丸山晴彦氏及び太田律子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 当事業年度中の取締役担当職務の変更

異動日	氏名	異動後の担当	異動前の担当
2022年4月1日	アリサ ヨネヤマ	マーケティング本部長	マーケティング本部長 グローバル戦略室長
2022年4月1日	米山 修一	総務本部長 ヨネックスジャパン社長	総務本部長 法務室長

7. 当事業年度中の地位の異動

異動日	氏名	異動後の地位	異動前の地位
2022年4月1日	アリサ ヨネヤマ	代表取締役社長	取締役
2022年4月1日	廣川 亘	常務取締役	取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度といたします。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を補填することとしており、保険料は全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合等には補填の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 賞与	株式報酬	退職慰労金	
取締役	287	176	43	44	22	7
(うち社外取締役)	(14)	(14)	(-)	(-)	(-)	(2)
監査役	22	22	-	-	-	3
(うち社外監査役)	(12)	(12)	(-)	(-)	(-)	(2)
合計	309	199	43	44	22	10
(うち社外役員)	(26)	(26)	(-)	(-)	(-)	(4)

(注) 1. 株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度における費用計上額を記載しております。

2. 退職慰労金の額は、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。2019年6月25日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって社外取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止しております。

3. 当事業年度において2022年3月31日付で退任した取締役1名に対し役員退職功労金22百万円を支払っております。

②業績連動報酬等（業績連動賞与）に関する事項

事業年度ごとの業績向上への意欲を高め、経営数値目標の達成を目指すべく、当社グループの「連結売上高」及び「連結営業利益」を指標とし、その目標の達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしています。当該指標を選択した理由は、当社は業績連動賞与を単年度の業績評価指標に連動するものとして位置づけており、「連結売上高」を本業の成長性を示す指標、「連結営業利益」を本業の収益性を示す指標としていることによります。なお、当該業績指標に関する実績は、21頁「1.経営成績等の概況（4）直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりです。

③株式報酬（譲渡制限付株式）の内容

株式報酬は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。取締役（社外取締役を除く。）の業績達成意欲を高め、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値の共有を一層進めることを目的とした制度です。取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、当社第62回定時株主総会にて決議いただいた金銭報酬債権の総額（年額100百万円以内）及び発行又は処分される普通株式の総数（年100,000株以内）の範囲内で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、毎年一定の時期に支給しております。各取締役に対する具体的な割当数については、報酬諮問委員会による審議・答申を踏まえ、取締役会において、各取締役の職責等に応じて決定することとしております。

④取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第62回定時株主総会において、基本報酬を年額200百万円以内、業績連動賞与を年額100百万円以内、譲渡制限付株式報酬を年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。当該株主総会終結時における取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）。なお、業績連動賞与及び譲渡制限付株式報酬については、社外取締役は支給対象外。）と決議いただいております。

当社監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第50回定時株主総会において、年額40百万円以内（当該株主総会終結時における監査役の員数は3名）と決議いただいております。

⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法等が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本報酬に関する方針

固定かつ月例の金銭報酬とし、当社第62回定時株主総会にて承認を受けた年額200百万円の範囲内で、各取締役の役割と職責を考慮のうえ、同業他社の水準も参考に決定する。

取締役会が必要であると認めた場合には、かかる固定かつ月例の金銭報酬のほかに、FRINGE BENEFITとして、住宅、乗用車及び子女教育費用等の相当額並びにこれに対する税金相当額を基本報酬に含めて、各取締役の報酬を決定することができることとし、これらを含めた基本報酬の総額は、上記の年額200百万円の範囲内とする。

ロ. 業績連動報酬等に関する方針

短期インセンティブ報酬として、単年度の業績に基づき変動する金銭報酬とし、当社第62回定時株主総会にて承認を受けた年額100百万円の範囲内で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、毎年一定の時期に支給する。

年度ごとの「連結売上高」及び「連結営業利益」を指標とし、支給額は、目標達成時の基準額を100%として、その達成度に応じて0～200%の範囲で変動するものとする。

ハ. 株式報酬（譲渡制限付株式）に関する方針

中長期インセンティブ報酬として、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値の共有を一層進めることを目的とした株式報酬（譲渡制限付株式）とし、当社第62回定時株主総会にて承認を受けた年額100百万円、年100,000株の範囲内で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、毎年一定の時期に支給する（取締役に対し金銭報酬債権を支給し、当該債権の現物出資を受けることにより、当該取締役に対し株式を発行する）。各取締役に対する具体的な割当数については、報酬諮問委員会による審議・答申を踏まえ、取締役会において、各取締役の職責等に応じて決定する。

二. 退職慰労金に関する方針

取締役（社外取締役除く。）の長年にわたる功労に報いるため、株主総会の承認決議を得たうえで、当該取締役の退任に際し、役員退職慰労金支給内規に基づき退職慰労金を支給する。

ホ. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬、業績連動賞与及び株式報酬の比率は、それぞれ70%：15%：15%となることを目安とする（業績連動賞与を基準額支給する場合）。なお、退職慰労金については、取締役の退任時に一括して支給されるものであるという性質に鑑み、その報酬に占める割合を定めない。

ヘ. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額のうち、基本報酬及び業績連動賞与の金額については、取締役会で決議された決定方針に基づき、取締役会から一任された代表取締役社長が、報酬諮問委員会による審議・答申を踏まえ決定する。

⑥取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長アリサヨネヤマ氏に対し各取締役の基本報酬の金額及び社外取締役を除く各取締役の業績連動賞与の金額の決定を委任しております。委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価等を行うには代表取締役が最も適しているからであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

1. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役マイケルモリズミ氏は、(株)パシフィックIR代表取締役及び八重洲無線(株)社外監査役を兼任しております。

なお、当社と(株)パシフィックIR及び八重洲無線(株)の間には特別な利害関係はありません。

- ・社外取締役大坪富貴子氏は、smartData Japan(株)代表取締役及びミツフジ(株)社外取締役を兼任しております。

なお、当社とsmartData Japan(株)及びミツフジ(株)の間には特別な利害関係はありません。

- ・社外監査役太田律子氏は、(株)ヤマタネの社外監査役を兼任しております。

なお、当社と(株)ヤマタネの間には特別な利害関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	マイケルモリズミ	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 証券アナリストとして長年にわたり活躍し、経営分析に長けた幅広い識見と豊富な経験を有していることから、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。特に資本政策、IR、マーケティング等に関する事項や投資判断において中長期視点での監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役	大坪 富貴子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 国内外の企業において要職を歴任し、豊富な経験と財務に係る高度な知識やヘルスサービス、食による健康長寿等の多分野における専門的識見を有していることから、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。特に健康分野に関する専門的な立場から新たな事業展開に関する助言や海外市場動向を踏まえたグローバル展開に関する監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外監査役	丸 山 晴 彦	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。税理士として会計・税務等の専門的知見及び長年の豊富な経験に基づき、公正な意見表明を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	太 田 律 子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。税務行政を通じた豊富な経験と幅広い見識に基づき公正な意見表明を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83百万円

- (注) 1. 当社のすべての子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、内部統制支援業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	53,465	流 動 負 債	17,342
現 金 及 び 預 金	16,912	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	7,128
受 取 手 形	4,410	未 払 金	3,382
売 掛 金	10,619	1年内返済予定の長期借入金	705
商 品 及 び 製 品	14,871	リ ー ス 債 務	575
仕 掛 品	1,941	未 払 法 人 税 等	917
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,019	未 払 消 費 税 等	0
そ の 他 金	2,757	賞 与 引 当 金	1,200
貸 倒 引 当 金	△66	役 員 賞 与 引 当 金	43
固 定 資 産	25,955	ポ イ ン ト 引 当 金	4
有 形 固 定 資 産	21,014	そ の 他	3,384
建 物 及 び 構 築 物	5,365	固 定 負 債	8,979
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,017	長 期 借 入 金	2,373
工 具 、 器 具 及 び 備 品	539	リ ー ス 債 務	1,485
コ ー ス 勘 定	189	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,702
立 木	7	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	209
土 地	8,916	株 式 給 付 引 当 金	139
リ ー ス 資 産	37	長 期 預 り 保 証 金	2,002
使 用 権 資 産	1,897	そ の 他	67
建 設 仮 勘 定	2,044	負 債 合 計	26,321
無 形 固 定 資 産	1,994	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	1,893	株 主 資 本	51,305
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	40	資 本 金	4,706
の れ ん	43	資 本 剰 余 金	8,202
そ の 他	15	利 益 剰 余 金	40,586
投 資 其 他 の 資 産	2,946	自 己 株 式	△2,190
投 資 有 価 証 券	217	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,619
長 期 預 金	400	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	26
繰 延 税 金 資 産	1,724	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,686
そ の 他	605	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△92
貸 倒 引 当 金	△0	非 支 配 株 主 持 分	174
資 産 合 計	79,421	純 資 産 合 計	53,099
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	79,421

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	107,019
売上原価	61,113
売上総利益	45,905
販売費及び一般管理費	35,842
営業利益	10,063
営業外収益	
受取利息	101
受取賃貸料	11
助成金収入	4
固定資産売却益	38
その他	121
営業外費用	
支払利息	56
支払手数料	1
為替差損	315
その他	5
経常利益	9,961
特別利益	
国庫補助金	361
税金等調整前当期純利益	10,323
法人税、住民税及び事業税	2,917
法人税等調整額	35
当期純利益	7,370
非支配株主に帰属する当期純利益	38
親会社株主に帰属する当期純利益	7,331

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	33,247	流 動 負 債	11,341
現金及び預金	6,798	買掛金	5,155
受取手形	4,350	1年内返済予定の長期借入金	705
売掛金	11,422	リース債	13
商品及び製品	5,244	未払金	2,168
仕掛品	1,549	未払費用	800
原材料及び貯蔵品	1,606	未払法人税等	130
前払費用	608	預り金	54
関係会社短期貸付金	45	賞与引当金	859
その他の貸倒引当金	1,633	役員賞与引当金	43
	△13	ポインツ引当金	0
固 定 資 産	26,244	その他の負債	1,409
有 形 固 定 資 産	15,720	固 定 負 債	6,814
建物	4,274	長期借入金	2,373
構築物	209	リース債	24
機械及び装置	1,565	退職給付引当金	2,490
車両運搬具	21	役員退職慰労引当金	209
工具、器具及び備品	285	株式給付引当金	139
リース勘定	189	長期預り保証金	1,550
土地	7	その他の負債	27
リース資産	8,350	負 債 合 計	18,156
建設仮勘定	34		
	782	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	1,888	株 主 資 本	41,308
ソフトウェア	1,837	資本金	4,706
ソフトウェア仮勘定	35	資本剰余金	8,202
その他の資産	15	資本準備金	7,483
投資その他の資産	8,635	その他資本剰余金	719
投資有価証券	217	利 益 剰 余 金	30,589
関係会社株式	2,931	利益準備金	281
関係会社出資金	1,376	その他利益剰余金	30,308
関係会社長期貸付金	1,640	別途積立金	19,010
長期預金	400	繰越利益剰余金	11,298
繰延税金資産	1,656	自 己 株 式	△2,190
その他の貸倒引当金	413	評価・換算差額等	26
	△0	その他有価証券評価差額金	26
資 産 合 計	59,491	純 資 産 合 計	41,335
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	59,491

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	74,590
売上原価	50,700
売上総利益	23,889
販売費及び一般管理費	22,358
営業利益	1,531
営業外収益	
受取利息	19
受取配当金	5,125
業務受託料	13
助成金収入	4
その他	103
営業外費用	
支払利息	17
支払手数料	1
為替差損	38
その他	0
経常利益	57
税引前当期純利益	6,740
法人税、住民税及び事業税	385
法人税等調整額	150
当期純利益	536
	6,204

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

ヨネックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 淳一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前川 邦夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヨネックス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヨネックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

コネックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 藤井 淳一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 前川 邦夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コネックス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

ヨネックス株式会社 監査役会

常勤監査役 高橋良典 ㊟

社外監査役 丸山晴彦 ㊟

社外監査役 太田律子 ㊟

以上

株主総会 会場ご案内図

会場

住友不動産神田ビル ベルサール神田 2階ホール

東京都千代田区神田美土代町7

電話 03 (5281) 3053

※会場が昨年と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。



交通機関のご案内

- 地下鉄 小川町駅 B6出口より 徒歩約2分 (都営新宿線)
新御茶ノ水駅 B6出口より 徒歩約2分 (千代田線)
淡路町駅 A6出口より 徒歩約3分 (丸ノ内線)
- JR 神田駅 4出口より 徒歩約12分 (銀座線)
神田駅 北口より 徒歩約12分

- ・会場には、本株主総会専用の駐車場のご用意はございませんので、ご了承ください。
- ・当日ご来場の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

UD
FONT

ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC
www.fsc.org
FSC® C013080

VEGETABLE
OIL INK